

新生「会社法」の 気になる用語Q & A (5)

制度調査部
横山 淳

「配当財産」、「分配可能額」、「基準株式数」

【要約】

2005年6月29日、新生「会社法」が国会で成立した。

新生「会社法」では、耳慣れない用語や、日常使う意味とは異なる意味で用いられる用語が、数多く使われている。本シリーズでは、新生「会社法」で使われている用語について簡単な解説をする。

本稿では、「配当財産」、「分配可能額」、「金銭分配請求権」、「基準株式数」を紹介する。

【目次】

- Q 1：会社法では「配当財産」という言葉があるが、これは何を意味しているのか？
- Q 2：会社法上の「分配可能額」とは、現行商法の「配当可能利益」のことか？
- Q 3：現物配当に関連する「金銭分配請求権」とは何か？
- Q 4：「基準株式数」とは何か？「単元株式数」とは違うのか？

はじめに

2005年6月29日、商法等を大幅に改正する「会社法」が可決・成立した。

新生「会社法」では、耳慣れない用語や、日常使う意味とは異なる意味で用いられる用語が、数多く使われている。そのため、制度調査部にも多くの質問が寄せられている。

そこで本シリーズでは、制度調査部に寄せられた質問などを基に、新生「会社法」で使われている「気になる用語」について、Q & A形式で簡単な解説を行う。

本稿では、主に配当に関連する事項から、「配当財産」、「分配可能額」、「金銭分配請求権」、「基準株式数」を取り上げる。

Q 1 : 会社法では「配当財産」という言葉があるが、これは何を意味しているのか？

A 1 会社が剰余金の配当を行う場合に、株主に配当する財産のこと。

会社法では、金銭以外のものを現物配当することが可能となったため、こうした表現がされている。

「配当財産」とは、会社が剰余金の配当を行う場合に、株主に配当する財産のことである（会社法 2 二十五）。会社が剰余金の配当を行う場合には、原則として、「配当財産の種類」についても株主総会で決定しなければならない（会社法 454 一）。

現行商法の下では、配当として金銭以外の財産を分配すること（現物配当）については明文の規定がなく、そのため、その可否を巡っては様々な議論があった。また、中間配当については、法律上、「金銭の分配」と明記されていた。従って、現行商法の下での配当や中間配当は、金銭の交付によることが基本とされていた。

会社法の下では、配当として金銭以外のものを交付する現物配当が明文で認められることとなった（会社法 454 など）。そのため、どのような財産を配当として交付するのかを示すため、会社法上、「配当財産」あるいは「配当財産の種類」といった用語が必要とされたのである。

Q 2 : 会社法上の「分配可能額」とは、現行法の「配当可能利益」のことか？

A 2 会社法上の「分配可能額」とは、基本的には、現行法の「配当可能利益」に相当するものである。

ただ、会社法上の「分配可能額」は、配当だけではなく、中間配当、自己株式取得なども含めて、一律に適用される統一的な財源規制として定められている点が異なっている。

会社法では、剰余金の配当によって株主に交付する金銭等の帳簿価額の合計は「分配可能額」を超えてはならないと定められている（会社法 461 八）。その意味では、会社法上の「分配可能額」は、基本的には、現行商法の「配当可能利益」に相当するものであると言えるだろう。

ただ、会社法上の「分配可能額」は、配当だけではなく、中間配当、自己株式取得なども含めて、一律に適用される統一的な財源規制として定められている。この点が、配当、中間配当、自己株式取得などに分けて、それぞれ財源規制が定められている現行商法と異なる点である。

なお、「会社法」の下での「分配可能額」の算定は、「剰余金」の額を基礎として、それに一定の金額を加算・減算することで算出される（会社法 446、461 ）。それを算式で表すと、かなり複雑だが次のようになる（なお、～ が計算の基礎となる「剰余金」に相当する部分、～ がそれに対して加算・減算される部分となる）。

分配可能額 =	最終事業年度末の資産
+	最終事業年度末の自己株式帳簿価額
-	最終事業年度末の負債
-	最終事業年度末の資本金・準備金
-	上記　　のほか法務省令で定める額（以上、会社法 446 一）
+	最終事業年度末後に処分した自己株式の処分対価
-	最終事業年度末後に処分した自己株式の帳簿価額（以上、会社法 446 二）
+	最終事業年度末後の資本金減少額（準備金積立分を除く）（会社法 446 三）
+	最終事業年度末後の準備金減少額（資本金積立分を除く）（会社法 446 四）
-	最終事業年度末後の消却自己株式の帳簿価額（会社法 446 五）
-	最終事業年度末後の剰余金配当額（会社法 446 六）
-	上記　　のほか法務省令で定める額（会社法 446 七）
+	臨時計算書の承認があった場合のその期間についての期間利益
+	臨時計算書の承認があった場合のその期間内の自己株式処分対価（以上、会社法 461 二）
-	自己株式の帳簿価額（会社法 461 三）
-	最終事業年度末後の自己株式処分対価（会社法 461 四）
-	臨時計算書の承認があった場合のその期間についての期間損失（会社法 461 五）
-	上記　　のほか法務省令に定める額（会社法 461 六）

会社法の条文に従って算式を作成すると前記のようになるが、これでは余りに複雑で分かりにくい。そこで整理して、全体の大まかなイメージを示すと次のようになるだろう。

$$\text{分配可能額} = A + B + C - D$$

- A：最終事業年度末の純資産額（資産 - 負債 - 資本金 - 準備金）
 B：最終事業年度末後に生じた資本の部の変動による下記の金額
 資本金減少額 + 準備金減少額 - 処分・消却自己株式の帳簿価額 - 剰余金配当額
 C：臨時計算書の承認があった場合の対象期間についての下記の金額
 期間利益 - 期間損失 + 自己株式処分の対価
 D：法務省令に定める金額

Q3：現物配当に関連する「金銭分配請求権」とは何か？

A 3 会社が現物配当を行う場合に、株主が「現物」の配当財産の代わりに、金銭を交付することを会社に請求する権利のこと。

現物配当は、原則として、株主総会の特別決議による承認が求められている。しかし、「金銭分配請求権」が認められる現物配当であれば、株主の利益を損なう危険性が少ないことから、原則、株主総会の普通決議で実施することが認められる。

会社法の下では、配当として金銭以外のものを交付する現物配当が明文で認められることとなった（会社法 454 など）。

ところが、金銭以外の「現物」資産が配当財産として分配された場合、株主にとっては換金などの点で不利益を受ける可能性がある。そこで、会社法は、現物配当は、原則として、株主総会の特別決議による承認手続を要求している（会社法 309 十）。

ただ、現物配当に当たって、株主の側が「現物」と（その「現物」と同価値の）「金銭」のいずれかを選択できるのであれば、特に、株主にとって不利益が生じることはないと考えられる。

そこで、会社法は、株主が配当財産である「現物」資産の代わりに、金銭を交付することを請求する権利を「金銭分配請求権」と定めた上で（会社法 454 ）、株主に「金銭分配請求権」が認められるのであれば、現物配当を株主総会の普通決議（定款授權があれば取締役会決議）で実施できるとしている（会社法 309 十、454 ）、459 四）。

株主が、金銭分配請求権を行使した場合、会社は配当財産として分配される「現物」資産に代えて、その「現物」資産の価額に相当する金額を、株主に支払うこととなる。具体的には、次の金額とされている（会社法 455 ）。

配当財産が市場価格のある財産の場合……その配当財産の市場価格として法務省令で定める方法により算定される額 前記以外の場合……株式会社の申立てにより裁判所が定める額
--

Q 4 : 「基準株式数」とは何か？「単元株式数」とは違うのか？

A 4 現物配当が行われる場合に、「現物」資産の割当てを受けることができる基準となる株式数のこと。当然、単元株式数とは別の概念である。
 なお、基準株式数未満の株式しか保有していない株主に対しては、「現物」資産ではなく、保有する株式数に応じた金銭が支払われることとなる。

会社法の下では、現物配当を行う場合、次の事項を株主総会決議によって定めることができるとされている（会社法 454 ）。

株主に対して「金銭分配請求権」を与えるときは、その旨、行使することができる期間 一定の数未満の株式数しか保有しない株主に対しては、配当財産の割当てをしないこととするときは、その旨、その株式数
--

このうち は、前述（Q 3 ）の「金銭分配請求権」を株主に認めるかどうかを決めることができるというものである。

は、現物配当として、実際に「現物」資産の割当てを受けることができる株主を、一定の株式数以上を保有する株主に限定することができるというものである。会社法では、この「一定の株式数」のことを「基準株式数」と呼んでいる（会社法 456）。当然、単元株式数とは別の概念である。

現物配当を行うに当たって、「基準株式数」が決定された場合、基準株式数未満の株式しか保有していない株主は、「現物」資産の割当ては受けることができない。その代わりに、保有する株式数に応じた金銭が支払われることになる（会社法 456）。具体的には、次の算式で算出される金額である。

配当財産（「現物」資産） の価額	×	$\frac{\text{株主が保有する株式数} \\ \text{（基準株式数未満）}}{\text{基準株式数}}$
---------------------	---	--

レポート名	執筆者	日付	用語
新生「会社法」の気になる用語 Q & A (1)	横山 淳	2005.06.30	「公開会社」 「親会社・子会社」 「大会社」 「種類株式発行会社」
新生「会社法」の気になる用語 Q & A (2)	横山 淳	2005.07.29	「無償割当」 「募集株式」 「株券発行会社」
新生「会社法」の気になる用語 Q & A (3)	横山 淳	2005.07.29	「取得条項付株式」 「全部取得条項付株式」 「取得請求権付株式」 「取得条項付新株予約権」
新生「会社法」の気になる用語 Q & A (4)	横山 淳	2005.08.25	「役員」 「役員等」 「業務執行取締役」 「社外取締役・社外監査役」
新生「会社法」の気になる用語 Q & A (5) (本レポート)	横山 淳	2005.09.29	「配当財産」 「分配可能額」 「金銭分配請求権」 「基準株式数」